

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
運用解析装置に関するリスク管理枠組み対応に係る技術支援役務		教訓研本研-Z250301
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 7年 4月 17日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	教育訓練研究本部研究部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用するGS-C906566C（以下、“運用解析装置借上（延長）”という。）に関するリスク管理枠組み（以下、“RMF”という。）対応に係る技術的な支援役務（以下、“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1 RMF (Risk Managemant Framework)

情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等の全部改正について（通知）に基づき、防衛省・自衛隊の情報システムの整備，運用，廃棄といったライフサイクル全般を通じて行うリスク管理枠組みのことをいう。

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、特に版を指定するものの他は入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GS-C906566C 運用解析装置借上（延長）

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

b) 法令等

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）[防装庁（事）第137号（4.3.31）]

情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）[防装庁（事）第3号（31.1.9）]

情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項（通知）[装武第188号（31.1.9）]

情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について（通知）[運情第9249号（19.9.20）]

情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等の全部改正について（通知）[防整サ第26438号（6.1.20）]

1.3.2 関連文書

この仕様書に関連する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、特に版を指定するものの他は入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 法令等

防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）

防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）[防運情第9248号（19.9.20）]

陸上自衛隊の情報保証に関する達 [陸上自衛隊達第61-8号（19.12.17）]

陸上自衛隊の情報保障に関する達の運用について（通達）[陸幕指通第186号（5.5.2）]

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保のための措置の細部事項について（通知）[装装保第4208号（令和5.3.14）]

装備品及び役務の調達における情報セキュリティ確保のための措置に係る細部要領について（通知）[装装保第4401号（令和5.3.16）]

装備品及び役務の調達における情報セキュリティ監査実施要領について（通知）[装装保第4210号（令和5.3.14）]

令和6年度の情報保証に関する監査の基本方針について（通知）（6.6.24）

令和6年度リスク管理枠組み（RMF）関連業務の実施について（通達）[陸幕指通第191号（6.6.24）]

b) その他

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン [2023年（令和5年）3月31日 デジタル社会推進会議幹事会決定]

2 本役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

RMFにおける、情報システムのセキュリティ分類「機密性」、「完全性」及び「可用性」の区分のうち「機密性」について「高」に相当する情報システムの構築実績を有すること。また、契約の相手方は情報資産管理標準シートを作成、提出する。なお、作成要領及び提出時期などは次による。

a) 契約金額内訳

契約の相手方は、“デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（令和4年4月20日）各府省情報統括責任者（CIO）連絡会議決定”（以下、“標準ガイドライン”という。）別紙2“情報システムの経費区分”に基づいて区分等した契約金額の内訳を記載した情報資産管理シートを契約締結後速やかに作成し、官側へ提出しなければならない。

b) その他

契約の相手方は、標準ガイドライン別紙3“調達仕様書に盛り込むべき情報資産管理標準シートの提出に関する作業内容”の各項に従って作成した情報資産管理シートを各工程の実施要領等で定める時期までに官側へ提出しなければならない。なお、成果物の納入に際し、官側から別途様式が提示された場合は、その指示に従わなければならない。

2.2 実施期間

本役務を実施する期間は、契約締結日から令和8年3月31日とする。

2.3 実施場所

実施場所は、目黒駐屯地内、官側の指示する場所及び官側から承認された契約の相手方事務所等とする。

2.4 役務時間

本役務に係る技術者の作業工数は合計870hを基準とする。

なお、基準工数を大きく超過する場合は、官側と役務内容にかかる支援範囲について別途調整を図るものとする。

2.5 報告書

- a) 契約の相手方は、本仕様書及び官側との調整に基づき、契約締結後速やかに作業実施計画書を作成し官側へ報告すること。
- b) 契約の相手方は、本役務の作業記録として、「月間役務時間報告書」を作成し官側へ報告すること。

2.6 役務内容

契約の相手方は、官側が実施する運用解析装置借上（延長）におけるRMF対応策の運用承認のための技術支援を実施する。

a) 実施計画書の作成

実施計画書については、必要に応じ以下の事項を含めること

- 1) 作業概要
 - 2) 作業体制
 - 3) 作業工程表
 - 4) 進捗管理
 - 5) リスク管理
 - 6) 課題管理
 - 7) 変更管理
 - 8) 体制管理
 - 9) 工程管理
 - 10) 品質管理
 - 11) システム構成管理
 - 12) コミュニケーション管理
 - 13) その他
- b) 情報システムに内在する情報保証上のリスクを明らかにすることを目的としたリスク評価報告書の作成支援
 - c) セキュリティ分類に基づき、管理策を選択し、個々のシステムの特性やリスク分析・評価の結果等を踏まえ、必要な管理策を迫及するセキュリティ計画書の作成支援
 - d) セキュリティ管理策の実装状況が適切に監視できるように、適切な指標、収集する情報、分析方法及び頻度などを記載した継続監視計画書の作成支援
 - e) セキュリティ評価報告書に基づく将来の対応計画を記載した将来対応計画書（次期システムへの反映事項）等の作成支援
 - f) 実装証跡の作成支援
 - g) RMFに関する各種調整会議等への参加
 - h) 脆弱性検査に関する技術支援

2.7 品質管理

- a) 本役務は、[情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）]及び[情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）]に基づき、本役務のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋め込み、情報の窃盗、不正機能の埋め込みなどが行われるリスクへの対応を行うものとする。

- b) IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、GLT-CG-Z000009の2.2による。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表1によるものとし、提出前に官側の確認を受けた後、速やかに官側に一式を提出しなければならない。

表1 - 提出書類

名称	数量	提出時期	提出先	備考
役務従事者名簿	1	契約締結後速やかに	教育訓練研究本部研究部 (目黒)	提出は、紙媒体又は、電子データとする。
作業実施計画書	1			
情報資産管理標準シート (金額内容)	1			
月間役務時間報告書	各月1	翌月初旬速やかに。 (令和8年3月分については納期までに)		

4.2 文書等の貸付又は閲覧

契約の相手方は、表2及び官側が本役務の実施に必要と認めた資料等の貸付又は閲覧を官側に求める事ができる。

表2 - 貸付文書

名称	数量	引渡時期	引渡場所	返納時期	取扱区分
情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について(通知)(運情第9249号。19.9.20)(別冊注意)	1式	契約締結後速やかに	教育訓練研究本部研究部第3研究室	納期まで	注意

4.3 情報の保全

情報の保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、この契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを官側の許可なく行ってはならない。
- b) 契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報(契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報であって、防衛省が保護を要しないと確認していない一切の情報をいう。)その他の非公知の情報(以下“保護すべき情報等”という。)の取扱いに当たっては、“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達)”における別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項”及び添付資料“調達における情報セキュリティ基準”に基づき(保護すべき情報に該当しない非公知の情

報にあつては、これらに準じて)、適切に管理しなければならない。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知しなければならない。

- 1) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、防衛省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制
- 2) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- 3) 官側が書面によって、個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

4.4 本役務の実施体制

契約の相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議しなければならない。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下“業務従事者”という。）を確保しなければならない。
- b) 前記 a)の業務従事者は、システムの設計、構築、維持管理及び技術支援などに関する役務を行った実績を有するなどをもつ者とする。
- c) 上記 a)の業務従事者は、前記 b)に掲げる者のほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績などをもつ者とする。
- d) 前記 c)の業務従事者は、他の手持ち業務などとの関係において履行に必要な業務所要に対応可能な態勢になければならない。

4.5 知的財産権に関する注意

知的財産権に関する注意は、GLT-CG-Z000001の8.1による。

4.6 官側の施設などへの立ち入り

官側の施設などへの立ち入りについては、官側の指示に従わなければならない。

4.7 官側の支援

契約の相手方は、この契約の履行に当たって次の事項について官側の支援を必要とする場合は、事前に官側と調整の上、官側の支援を受けることが可能である。

- a) 駐屯地施設の利用
- b) 作業に必要な機器、電力、用水などの使用
- c) その他官側が契約履行に必要と認めた事項

4.8 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	5 K L A 1 A 7 3 0 1
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 7 年 4 月 1 7 日
	作 成 部 課	研 究 部 第 3 研 究 室
	作 成 年 月	令 和 7 年 4 月 1 7 日
品 名	運用解析装置に関するリスク管理枠組み対応に係る技術支援 役務	
仕 様 書 番 号	教訓研本研-Z 2 5 0 3 0 1	

1 保護すべき情報の管理

契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報として指定された情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の 留意事項	備 考
技術基準を示す情報	情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について（通知）（運情第9249号。19.9.20別冊(注意)）	契約件名、調達要求番号・システム名の不表示等でシステムの機能性能等を明白にできない状態にした場合は保護対象に該当しない。	書面により授受を明確にすること。
情報システムの設定に関する情報	コンピュータ名・IPアドレス・アカウント名・パスワード		

3 特記事項